

第9期 上三川町
高齢者保健福祉計画・
介護保険事業計画

令和6（2024）年度～令和8（2026）年度

概要版

令和6（2024）年3月
上三川町

策定の背景・目的

介護保険法が平成9(1997)年12月に制定され、平成12(2000)年度に創設された介護保険制度により、高齢者又は病気により日常生活を送れない人に対して、できるだけ自立した生活が送れるよう社会全体で支援する仕組みがつけられました。開始から23年を経過した介護保険制度は、これまで高齢者人口や要介護高齢者の増加による、介護保険サービスの利用の拡大など、高齢者の生活等に関わる環境の変化に合わせて様々な対応が行われています。

本町では、令和3(2021)年3月に「第8期上三川町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、「いつまでも 元気で安心 上三川」の基本理念のもと、地域全体で支え合い、地域共生社会の実現を図るために、地域の特性に応じてきめ細かな対応ができる地域包括ケアシステムの推進、介護予防と健康づくりの推進による要介護状態の重度化防止、さらに地域で支え合うまちづくりなど、高齢者施策の取組を総合的に充実し、強化を図ってきました。

このような背景により、本計画は、第8期計画を検証したうえで、令和 22(2040)年を見据え、高齢者が住み慣れた地域で、安心して住み続けられるまちを目指して策定するものです。

計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第 20 条の8第1項の規定に基づく「市町村老人福祉計画」と、介護保険法第 117 条第6項の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定するもので、高齢者福祉施策を総合的かつ計画的に進めるための基本方針を明らかにするものです。

計画の期間

本計画の期間は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度の3年間とします。

また、団塊の世代が 75 歳となる令和7(2025)年、団塊ジュニア世代が 65 歳となる令和 22 (2040)年を見据えた中長期的な視点を持つものです。

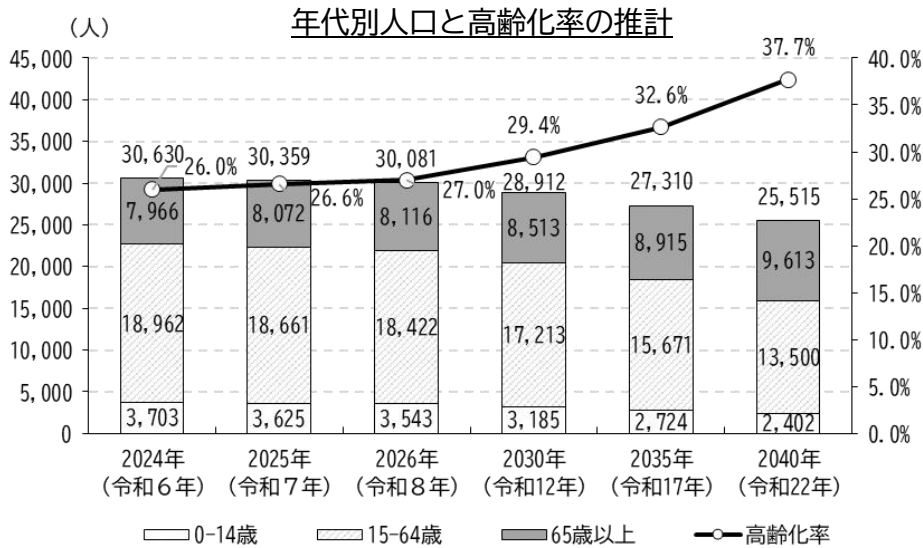
なお、法制度の改正や社会情勢等の状況に応じて随時見直し、改善を図るものとします。



今後の高齢者の状況

総人口の将来推計

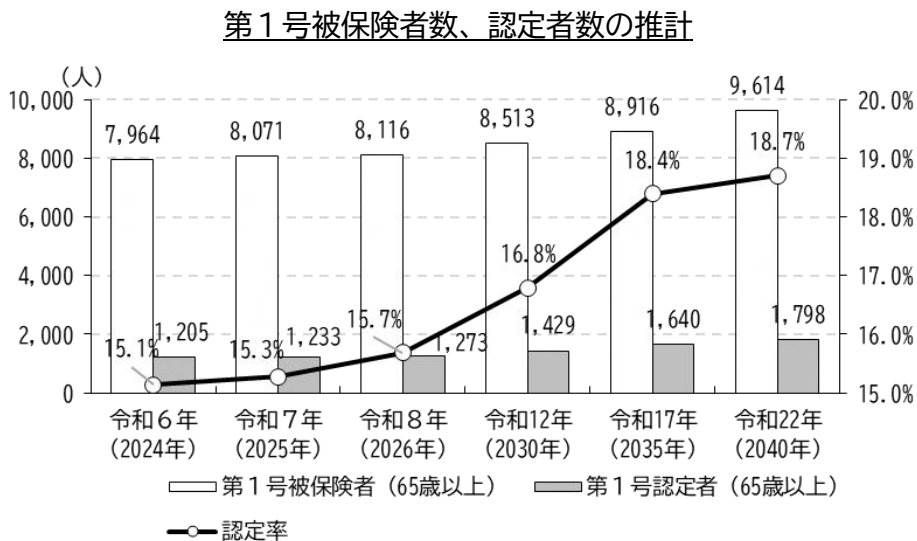
本町の総人口は、減少が続いています。今後も総人口の減少が予測され、令和22(2040)年には、総人口が25,515人で高齢化率は37.7%になることが見込まれます。



資料:住民基本台帳人口(外国人含む)を基にしたコーホート要因法による推計

要支援・要介護認定者の推計

今後は第1号被保険者数、要支援・要介護認定者数についてはともに増加することが予想され、令和22(2040)年では認定率は18.7%となるが見込まれます。



資料:厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システムによる推計値

基本理念

少子高齢化の急速な進展とともに、高齢者のみ世帯の増加、一世帯あたりの人員の減少、ご近所づきあいの希薄化から、地域で孤立することが多くなる状況で、将来に不安を抱く高齢者は少なくありません。人それぞれ、不安や心配事を抱え、その内容も多種多様化する中、身近な地域で高齢者とその家族が地域全体で連携して課題を克服し、元気に安心して生活できるまちづくりを進めることが重要となっています。また、高齢者自身がそれまで培った豊かな知識や経験を地域社会に生かし、生きがいを持てる環境づくりとともに、お互いに助け合い支え合う、ふれあいのまちの実現が求められています。

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的としつつ、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、介護、介護予防、医療、生活支援、住まいが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」のさらなる深化を進め、地域共生社会の実現につなげていくことが重要です。

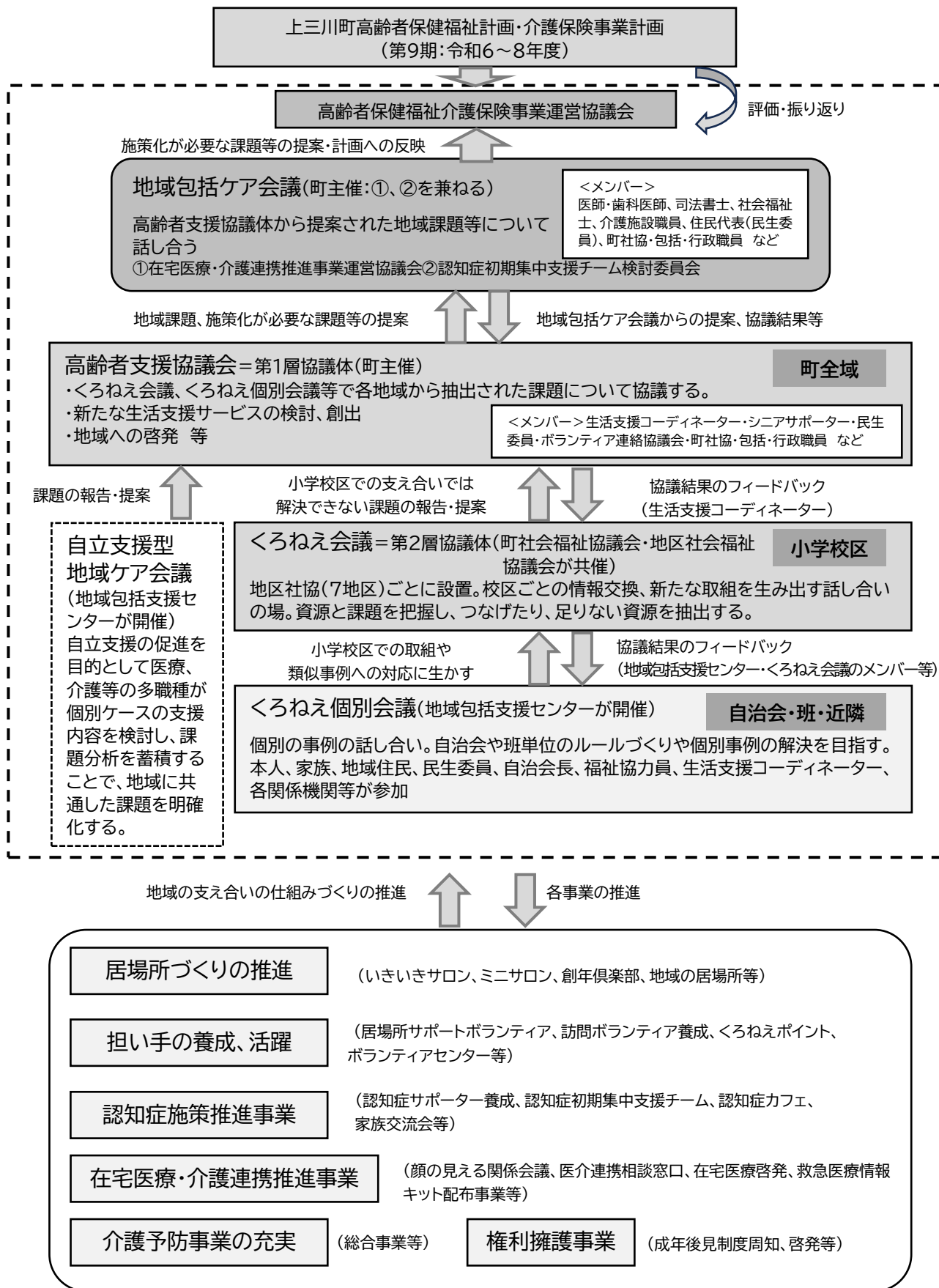
地域包括ケアシステムの深化に向けては、医療と介護の連携推進、介護サービスの充実強化、予防の推進、見守りや権利擁護、住まいのバリアフリー化など、様々な視点での取組が、包括的・かつ継続的に行われることが必須となります。

第9期計画では、上記の課題や地域包括ケアシステムのさらなる深化、またこれまでの計画との関連性・持続性を踏まえて、基本理念を次のとおりとします。

いつまでも 元気で安心 上三川

上三川町における地域包括ケアシステムのイメージ図

地域包括ケアシステム推進に向けて



基本目標

基本理念の実現、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、次の5つの基本目標を掲げ、施策を展開します。

【基本目標1】生きがいづくりと社会参加

高齢者が自らの豊かな知識や経験を生かしながら、地域の様々な活動と関わり、生きがいを持って充実した暮らしが送れるよう、高齢者の生きがいづくりに向けた施策の充実を図ります。

【基本目標2】介護予防・健康づくりの推進

高齢者が健康を維持し、いきいきとした生活が送れるよう、地域と連携し、様々な機会を通じて介護予防の充実を図ります。

【基本目標3】地域で支え合う社会の推進

地域全体で高齢者を支え合う社会を進めるため、地域包括支援センターが中心となり、各種事業を実施していきます。また、医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、生活支援体制の整備を推進します。

【基本目標4】安心・安全な暮らしの支援

可能な限り在宅生活が継続できるよう、地域の様々な主体が連携し、高齢者が住みやすい住まいづくりの支援や地域生活を円滑に行うための支援体制の充実を図ります。また、災害や感染症対策等、高齢者の生活環境の向上に努めます。

【基本目標5】介護保険サービスの充実

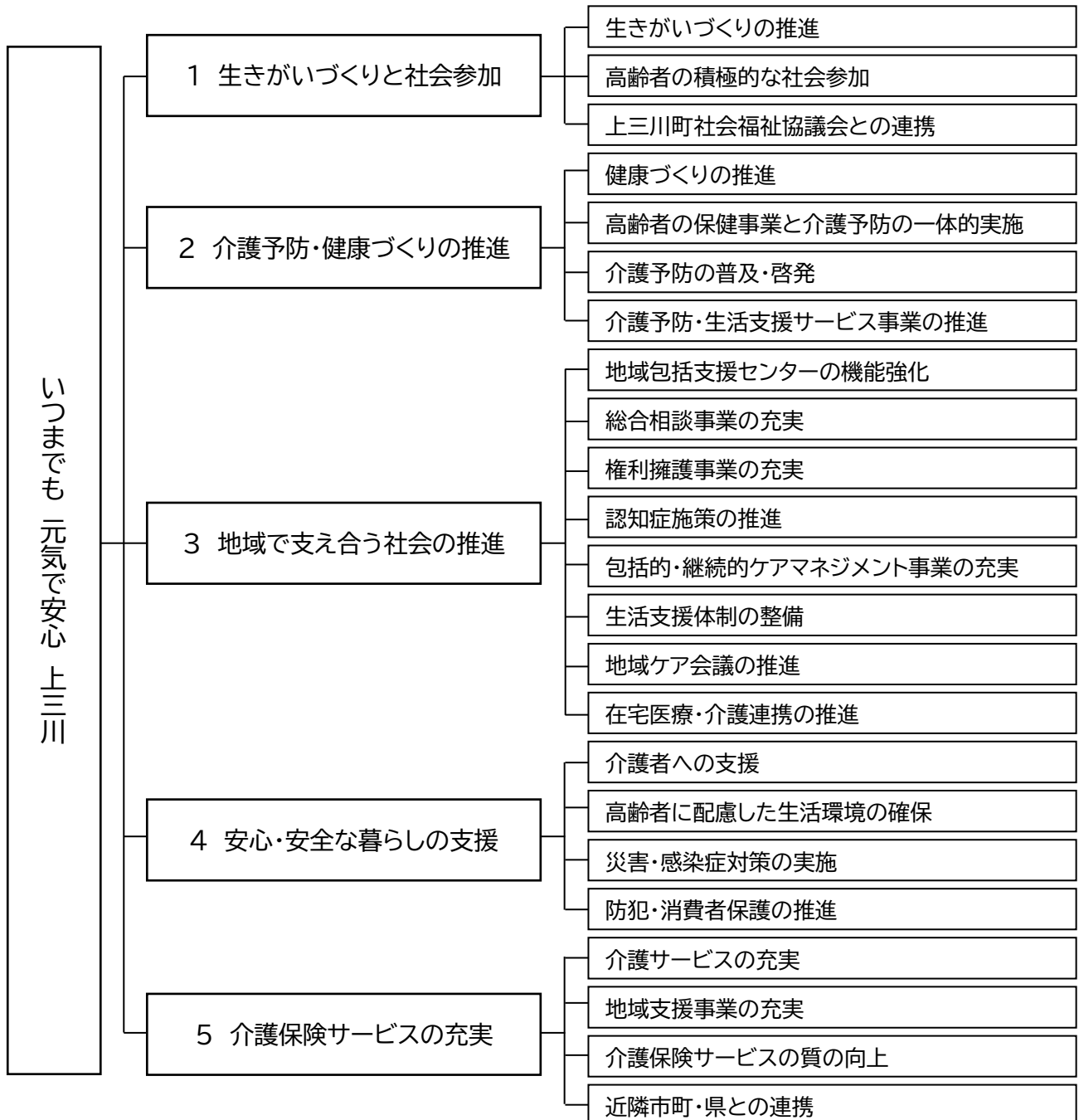
介護が必要となった場合、必要なサービスを適切に利用できるよう、サービス供給基盤の充実とサービスの質の向上を図るとともに、介護保険事業の適正な運営に努めます。

計画の体系

本計画の施策の体系は以下のとおりとします。

基本理念

基本目標



第9期の所得段階別の保険料

第9期の所得段階別の保険料は以下のとおりとします。第8期同様、15段階で保険料基準額の年額は66,600円としています。

所得段階	基準	基準額に対する 保険料率	保険料 (年額)
第1段階	生活保護受給者及び世帯全員が住民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者。世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.455	30,300円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円を超えて120万円以下の方	0.685	45,600円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が120万円を超える方	0.69	46,000円
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.90	59,900円
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円を超える方	1.00	66,600円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.20	79,900円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.30	86,600円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.50	99,900円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	1.70	113,200円
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	1.90	126,500円
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	2.10	139,900円
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	2.30	153,200円
第13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上820万円未満の方	2.40	159,800円
第14段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が820万円以上920万円未満の方	2.50	166,500円
第15段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が920万円以上の方	2.60	173,200円

※各所得段階別の保険料は、保険料基準額年額(66,600円)に各段階の保険料率を乗じ、百円未満を四捨五入した額を設定しています。

第9期 上三川町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画【概要版】

発行 令和6(2024)年3月 上三川町

編集 上三川町健康福祉課

〒329-0696 栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地

TEL:(0285)56-9102 FAX:(0285)56-6868

URL:<https://www.town.kaminokawa.lg.jp>